

求人者・求職者のみなさまへ

2024年2月1日  
株式会社スタッフプラス  
許可番号(13-ユ-306347)

### 取扱職種の範囲等の明示について

- 取扱職種の範囲等  
・当事業所の取扱職種は、「全職種」です。  
・当事業所の取扱地域は、「国内、ミャンマー、インドネシア、スリランカ」です。  
※国内以外は特定技能に限ります。

- 手数料に関する事項  
求人者から徴収する手数料については別表のとおりです。

- 苦情の処理に関する事項  
求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先：職業紹介責任者 木下貴之（電話番号：03-6910-4673）

- 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項  
当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」はHPに掲載の通りです。

- 返戻金制度に関する事項  
当事業所の情報提供により採用された求職者が、入社後、自己都合で退職した場合は、下記の率で算出した金額を返戻するものとします。

求人者へ早期離職返金は在籍期間により算出いたします。

在籍期間	返戻金の割合
在籍 1日～10日	成功報酬の80%
在籍 11日～30日	成功報酬の50%
在籍 31日～90日	成功報酬の20%
在籍 91日～180日	成功報酬の10%
在籍 181日～360日	成功報酬の5%

※ 本件、制度の詳細・適用については個別に各求人者との取引において、定めます。

※ 職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5 取扱職種の範囲等の明示です。

別表 手数料表

【一般登録型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 (手数料負担者は 求人者 とします。)
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% + 消費税（または 税込 1,100,000 円） いずれが高い方 (手数料負担者は 求人者 とします。)
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス 【職業紹介の付加サービス】 * 上記職業紹介サービスに加えて、より専門的な相談・助言の付加サービスを行う場合	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% + 消費税（または 税込 1,100,000 円） いずれが高い方 (手数料負担者は 求人者 とします。)

【サーチ/スカウト型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	0 円 (手数料負担者は 求人者 とします。)
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	着手金 1,000,000 円 活動1日あたり 30,000 円  (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 80 %  (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後、雇用契約期間中（雇用期間が1年を超える場合は最大1年間分）に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 80 % (手数料負担者は 求人者 とします。)

【再就職支援型】

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	着手金 5,000,000 円 相談・助言終了時 2,500,000 円 成功報酬 50 % (手数料負担者は 関係雇用主 とします。)
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス 【職業紹介サービス】	成功報酬 (期間の定めのない雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% + 消費税（または 税込 1,100,000 円） いずれが高い方  (期間の定めのある雇用契約の紹介の場合) 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金（内定書や労働条件通知書等に記載されている額）の 50% + 消費税（または 税込 1,100,000 円） いずれが高い方 (手数料負担者は 求人者 とします。)

※ 法令に基づいて管轄省庁に届け出ている手数料率です。届け出る手数料率は上限であり、実際の手数料については求人者及び関係雇用主と契約書等にて取り交わすものとなります。

※ 求職者のみなさまからは、手数料は一切頂きません。